

平成 23 年 4 月 25 日

各 位

会社名 株式会社日本レップ
代表者名 代表取締役社長 若林 要
(コード番号：8992 東証マザーズ)
問合せ先 フィナンシャルコントローラー 橋本 充生
(TEL. 03-6910-3300)

株主提案権行使に関する書面の受領について

当社は、当社株式を保有する株主 25 名より、平成 23 年 4 月 22 日付で平成 23 年 6 月開催予定の当社の定時株主総会における株主提案権行使に関する書面を受領いたしましたのでお知らせいたします。

なお、当社取締役会は、当該提案の内容等を慎重に検討した上、当社取締役会の考え方を株主の皆様にお知らせする予定です。

記

1. 提案株主

- (1) 氏名：個人株主が含まれるため、氏名又は名称の開示は控えさせていただきます。
- (2) 保有株式（受領した株主提案権行使に関する書面における記載を前提としております）：20,309 株（25 名の合計所有株式数）、持株比率：13.79%

2. 提案された内容の概要

- (1) 第 1 種類株式発行に係る定款一部変更の件

議案の要領

本議案に係る定款変更の内容は、次のとおりです。なお、本議案に係る定款変更は、本議案が承認可決された時点で、その効力を生ずるものとします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株 式 (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 251,590 株とする。	第 2 章 株 式 (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>251,590 株とし、このうち普通株式</u> <u>の発行可能種類株式総数は 251,490</u> <u>株、第 6 条の 2 に定める内容の株式</u> <u>(以下「A 種類株式」という。)の</u> <u>発行可能種類株式総数は 100 株とす</u> <u>る。</u>

<p>(新設)</p> <p>第 3 章 株主総会 (新設)</p>	<p>(A 種種類株式)</p> <p>第 6 条の 2 当社の残余財産を分配するときは、A 種種類株式を有する株主 (以下「A 種株主」という。) 又は A 種種類株式の登録株式質権者 (以下「A 種登録株式質権者」という。) に対し、普通株式を有する株主 (以下「普通株主」という。) 又は普通株式の登録株式質権者 (以下「普通登録株式質権者」という。) に先立ち、A 種種類株式 1 株につき 1 円 (以下「A 種残余財産分配額」という。) を支払う。A 種株主又は A 種登録株式質権者に対して A 種残余財産分配額が分配された後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して残余財産を分配する場合には、A 種株主又は A 種登録株式質権者は、A 種種類株式 1 株あたり、普通株式 1 株あたりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</p> <p>第 3 章 株主総会 (種類株主総会)</p> <p>第 14 条の 2 第 11 条、第 13 条及び第 14 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>2. 第 12 条第 1 項の規定は、会社法第 324 条第 1 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>3. 第 12 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p>
--	--

(2) 第 2 全部取得条項に係る定款一部変更の件

議案の要領

本議案に係る定款変更の内容は、次のとおりです。なお、本議案に係る定款変更は、第 1 及び第 3 の議案がいずれも原案どおり承認可決されること、並びに普通株主による種類株主総会において本議案と同内容の定款変更案に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、その効力が生じるものとします。

また、本議案に係る定款変更の効力発生日は、普通株主による種類株主総会において本議案と同内容の定款変更案に係る議案が原案どおり承認された日の翌日から 45 日が経過した日と致します。

なお、本議案に係る定款変更の内容は、当社の発行済株式総数が 147,272 株であることを前提とするものであり、今後、当社の発行済株式総数が変動した場合には、それに応じて、

全部取得条項付普通株式1株と引換えに交付するA種種類株式の割合（追加変更案第6条の3第2項）、全部取得条項付普通株式の取得対価の価額（追加変更案第6条の3第3項）を調整することになります。

（下線は変更部分を示します。）

第1による変更後の定款	追 加 変 更 案
<p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p style="text-align: center;">（全部取得条項）</p> <p>第6条の3 <u>当社は、当社が発行する普通株式について、株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。</u></p> <p>2. <u>当社が前項の規定に従って普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につきA種種類株式を21,039分の1株の割合をもって交付する。</u></p> <p>3. <u>会社法第108条第2項第7号イに定める取得対価の価額は、A種種類株式1株当たり2,560,446,300円とする。</u></p> <p>4. <u>当社は、第1項の規定に従って普通株式の全部を取得する場合において、株主に交付しなければならないA種種類株式の数に1株に満たない端数がある場合、会社法第234条第1項及び第2項の規定に従い、取締役の全員の同意により、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てる。）について、前項に定める取得対価の価額をもって、当社又は当社以外の第三者を買取人として、裁判所に対して売却の許可の申立てをするものとする。</u></p>

（3）第3 全部取得条項付普通株式の取得の件

議案の要領

全部取得条項付普通株式の取得の内容は、以下のとおりです。

① 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第171条第1項並びに第1及び第2の議案による変更後の当社の定款に基づき、取得日（下記②において定めます。）において、取得日前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された当社を除く全部取得条項付普通株式の株主に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株の取得と引換えに、A種種類株式を

21,039分の1株の割合をもって交付するものとします。

なお、上記の全部取得条項付普通株式1株と引換えに交付するA種種類株式の割合は、当社の発行済株式総数が147,272株であることを前提とするものであり、今後、当社の発行済株式総数が変動した場合には、それに応じて、当該割合を調整することになります。

② 取得日

普通株主による種類株主総会において第2の議案と同内容の定款変更案に係る議案が原案どおり承認された日の翌日から45日が経過した日

③ その他

本議案に係る全部取得条項付普通株式の取得は、第1及び第2の議案がいずれも原案どおり承認可決されること、普通株主による種類株主総会において第2の議案と同内容の定款変更案に係る議案が原案どおり承認可決されること、並びに第2の議案に係る定款変更の効力が生じることを条件として、その効力が生じるものと致します。なお、その他の必要事項については、取締役会が適切な手続をとるべきであると考えております。

以 上